

はじめての外国人スタッフの採用

Lesson 4: 企業内転勤

企業グループ内での外国人従業員の異動の際の在留資格

海外→日本へ外国人従業員の転勤があった場合

- 企業内転勤ビザは、外国にある本社や支店等から外国人従業員が日本へ転勤してくる場合の在留資格（ビザ）です。
- 転勤前に外国の事業所で継続して1年以上技術・人文知識・国際業務の対象となる職種で勤務していることが必要で、日本で働くことのできる職種も技術・人文知識・国際業務の職種に限定されます。
- 技術・人文知識・国際業務で対象となる職種とは、ITエンジニア、研究開発部門、マーケティング、翻訳通訳などの専門的技術的な知識等が必要な所謂ホワイトカラーの職種で単純労働とみなされる職種で働くことはできません。
- 企業内転勤ビザは、技術・人文知識・国際業務ビザのように、学歴要件や実務経験の要件がなく、海外の本支店で1年勤務していれば良いため、例えば、高校卒業+実務経験3年の技術者を日本に招聘することもできます。他方、海外で採用して1年未満の大卒社員を招聘する場合には、技術・人文知識・国際業務ビザを取得するという選択肢も考えられます。
- なお、入管審査期間は、最近の状況では概ね1ヶ月前後が目安となりますが、申請する時期や雇用主、外国人本人の状況によってまちまちであり、長い時間を要することもありますので注意が必要です。

1	勤続年数と職種	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国の本支店で1年間以上勤務していること ● 技術・人文知識・国際業務の職種で働いていたこと
2	期間限定であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業内の転勤で日本で働く期間が限定されていること
3	働くことのできる職種	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術・人文知識・国際業務の対象職種と同じ（専門的技術的な知識や素養を必要とする職種）
4	給与水準	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本人と同等額以上の給料水準であること → 海外基準の給与が日本で極端に低い水準の場合は補正する必要があります
5	会社の経営状態	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社の経営状態が安定していること（＝安定的にその外国人を雇用できること）

Continental Immigration & Consulting

村井 将一

代表行政書士兼チーフ・コンサルタント

+81-3 6403-9897

murai@continental-mmigration.com

www.continental-mmigration.com

本資料は信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当事務所はその正確性、完全性を保証するものではなく、利用に際してはお客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。巻末に重要な注意事項を記載していますのでご参照ください。

海外→日本へ企業内で転勤があった場合のビザ 「企業内転勤ビザ」

従業員の日本への呼び寄せは企業内転勤ビザ、役員や経営幹部（経営者・管理者）は経営管理ビザを取得する

企業内で人事異動があり海外にある本店や拠点から日本へ、外国人の従業員を転勤させる場合に取得する企業内転勤ビザについてご説明します。

まず、外国人の従業員（役員・経営幹部以外）が日本へ異動になった場合は「企業内転勤ビザ」を取得します。役員などの経営者や管理者である部長などの経営幹部の場合は、経営管理ビザを取得することになります。

本稿では、以下に「はじめて外国人従業員の日本への異動（呼び寄せ）を検討する企業や経営者」のために、その要件や注意点などをご解説していきます。

企業内転勤ビザの要件

企業内転勤ビザは、技術・人文知識・国際業務の対象職種（所謂ホワイトカラーの職種）が求められるが技術・人文知識・国際業務のような学歴要件はない

企業内転勤ビザは、外国人が外国にある本社や支店等から従業員が日本へ転勤してくる場合の在留資格（ビザ）ですが、外国での勤務年数や職種、日本で働くことのできる職種などについて規制があります。それでは、以下より具体的な要件を見ていきたいと思います。

1	勤続年数と職種	<ul style="list-style-type: none"> 外国の本支店で1年間以上勤務していること 技術・人文知識・国際業務の職種で働いていたこと
2	期間限定であること	<ul style="list-style-type: none"> 企業内の転勤で日本で働く期間が限定されていること
3	働くことのできる職種	<ul style="list-style-type: none"> 技術・人文知識・国際業務の対象職種と同じ（専門的技術的な知識や素養を必要とする職種）
4	給与水準	<ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等額以上の給料水準であること →海外基準の給与が日本で極端に低い水準の場合は補正する必要があります
5	会社の経営状態	<ul style="list-style-type: none"> 会社の経営状態が安定していること（＝安定的にその外国人を雇用できること）

(1) 外国で1年以上、技術・人文知識・国際業務の対象職種で働いていたこと

外国の事業所で採用してから1年未満である場合などには、原則、技術・人文知識・国際業務ビザでの呼び寄せを検討することになる

外国人従業員を外国の本支店から日本への転勤で呼び寄せる場合、「転勤前に継続して1年以上「技術・人文知識・国際業務」の職務で働いていたことが求められます。技術・人文知識・国際業務の対象職種とは、専門的な技術や知識、外国人ならではの素養が求められる職種で、いわゆる単純労働とみなされるものは認められません。

主な職種では、エンジニアや研究開発職、経理財務や商品企画業務、翻訳・通訳などがあげられます。

外国での職種と日本への転勤後のそれぞれの業務が「技術・人文知識・国際業務」の職種に該当していれば良いので、その双方に関連性までは要求されていません。

図表1: 技術・人文知識・国際業務で対象となる職種(例)

技術	人文知識	国際業務
IT系エンジニア	経営企画	通訳・翻訳
機械系技術者	経理・財務	語学教師
電気系技術者	総務・人事	デザイン
研究開発職	コンサルタント	海外取引業務
	金融専門職	商品開発

出所: コンチネンタル国際行政書士事務所作成

図表2: 該当しない職種(例)

業種	職務内容	
ホテル・旅館	客室清掃・荷物の運搬 駐車場の誘導	レストランの配膳
工場・物流	工場でのお弁当製造	商品仕訳
職人等	漆器塗装	製品の組み立て
事務	電話予約受付&帳簿記帳	
PC関連	簡単なPC部品交換	PCバックアップ作業
接客	コンビニの店長	飲食店の店長

出所: 入国管理局HP・ヒアリング等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

詳しくは、技術・人文知識・国際業務で対象となる職種や対象とならない職種等については、「はじめての外国人スタッフの採用 Lesson2: 技術・人文知識・国際業務」のレポートをご参照ください。

(2) 期間限定であること

企業内転勤ビザは、一定の転勤期間を定めた活動ですので、転勤後無期限に日本に滞在することを想定しているビザではありません。従って、日本または外国で発令された人事発令や派遣状等（日本語に翻訳が必要です）に派遣期間が明記されていることが必要になります。

ただし、当初の予定よりも長い期間在留して仕事をする必要が生じた場合など合理的な理由がある場合には、在留期間を更新することが出来ます。

(3) 技術・人文知識・国際業務の対象職種であること (専門知識等が必要な所謂ホワイトカラー職種)

企業内転勤ビザでは、技術・人文知識・国際業務の学歴要件、実務経験の要件等を満たさない人材（高卒の実務経験5年のエンジニアなど）であっても招聘することが可能となる

なお、企業内転勤は法令上「転勤になった日本での特定の事業所で」「技術・人文知識・国際業務の対象職種で働く」ことが認められる在留資格ですので、例えば、単純労働とみなされる仕事をすることはできません。

また、「転勤となった日本での特定の事業所で働く」ことが求められていますので、別の会社へ転職をしたり、例えば、技術・人文知識・国際業務で認められているように、派遣会社や請負会社から別の事業所（外国人向けの販売専門職など）へ派遣されて働くような働き方はできません。

図表3: 企業内転勤と技術・人文知識・国際業務の違い

	企業内転勤	技術・人文知識・国際業務
資格要件	転勤前に1年間継続勤務	学歴または職務経歴
働く期間	期間限定勤務が前提	-
転職	できない (同一企業内の転勤者)	できる
働く場所 (派遣等)	日本の転勤先の特定の事業所でしか働くことはできない	派遣先で働くことも可能 (例: 派遣会社→高級ブランド販売)

出所: コンチネンタル国際行政書士事務所作成

(4) 日本人と同等以上の給料であること

海外現地法人から日本の本支店への出向し、海外の現地給与額を基準として給与を支払った場合に、その国の物価水準によっては日本での賃金水準と比べて極端に低くなる場合があります。

その場合は、基本的には日本での勤務における海外勤務手当等を支払うなどして、日本人を雇った場合に支払う賃金の額まで補填する必要があります。その会社に日本人従業員がいない場合は、同業者の同じ職種の他の企業で働く同じ職位などの日本人と比べ同等であるかで判断されます。

なお、給料の水準は、賞与（ボーナス）などを含めた1年間従事した場合に受ける報酬を12分の1として計算します。報酬とは「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除きます。）は含みません。

(5) 会社の経営状態

転勤者である外国人を安定的継続的に雇用するために、会社の経営状態が安定していることが求められます。経営状態については、実際の審査では決算書や事業内容、事務所の概要などを証明資料として提出します。

なお、企業は、その企業規模等に応じて、カテゴリ1から4までに区分されています。カテゴリ1は上場会社、カテゴリ2は人件費を概ね年間1億円以上くらい支払う中堅規模以上の未上場企業、カテゴリ3はそれ以外の中小企業や零細事業者、カテゴリ4が新設会社のイメージです。

図表4: 企業のカテゴリ

カテゴリ1	カテゴリ2	カテゴリ3	カテゴリ4
日本の上場企業 保険会社(相互会社) 日本又は外国の 国・地方公共団体 独立行政法人 特殊法人・認可法人 日本の国・地方公共団 体の公益法人	前年分の給与所得の 源泉徴収票等の法定 調書合計表中、給与 所得の源泉徴収票合 計表の源泉徴収税額 が1,500万円以上ある 団体・個人	前年分の職員の給与 所得の源泉徴収票等 の法定調書合計表が 提出された団体・個人 (カテゴリ2を除く)	左のいずれにも該当し ない団体・個人
上場企業 政府・地方自治体	未上場の大企業 ・中堅企業	中小零細企業	新設する会社など

出所: 入国管理局HP等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

カテゴリ1、2の規模の大きな会社では、ほとんど問題にはなりません。カテゴリ3の中小企業で業績が赤字決算である場合などは、雇用の安定性継続性が見込めないのではないかとということで、審査が厳しくなる傾向があります。その場合、事業計画書を添付して経営状態について追加の説明を行う必要が生じます。また、新しく立ち上げた新設会社の場合は、決算をまだ行っていないので、事業計画書の提出が必須となります。

企業内転勤ビザで異動できる範囲

本店と支店間の異動

本店(本社)から支店(支社、営業所)または支店から本店への異動は対象となります。



親会社と子会社間の異動

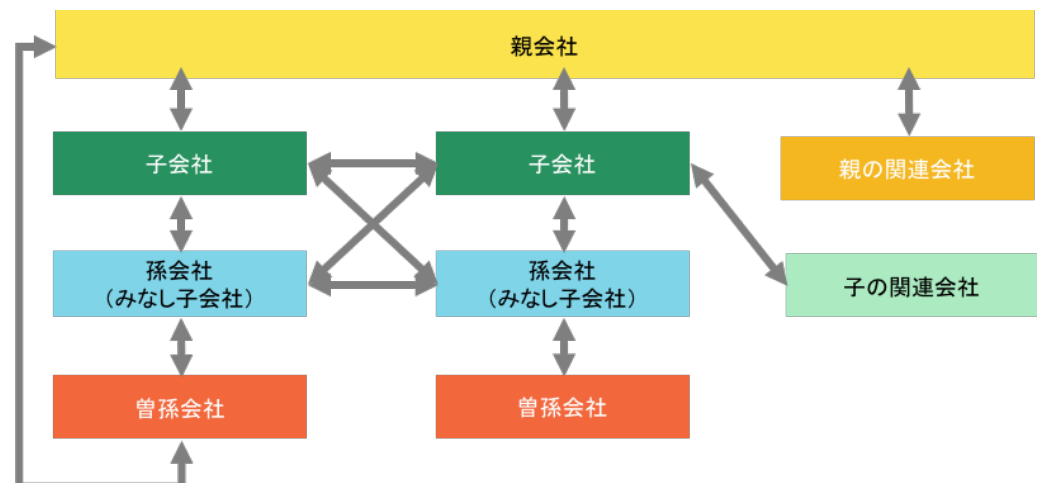
議決権・出資・人事・資金・技術・取引等を考慮して会社の意思決定機関を支配している会社を親会社といい、支配されている会社を「子会社」といいます。孫会社もその親会社の子会社とみなされます。これらの間の異動は対象となります。



子会社間の異動

子会社の間、孫会社の間、子会社と孫会社の間、子と子の関連会社、親会社と親の関連会社、親会社と曾孫会社についても企業内転勤ビザの対象となります。

「関連会社」は親と親の関連会社の間で親会社が単独で20%以上の出資関係があれば、関連会社への出向として企業内転勤ビザが認められます。しかし、15%以上20%未満の出資関係の場合、グループで20%以上の出資関係の場合は、出資関係プラス、人事、資金、技術、取引等の関係などを考慮して「企業内転勤」の該当性を判断することになります。



企業内転勤ビザの審査期間

企業内転勤ビザの審査期間は、概ね1ヶ月前後ですが、申請する入国管理局や申請時期、雇用先や外国人ご本人の状況などの案件によって大きく異なります。

ご不明な点がございましたら、巻頭の連絡先まで遠慮なくご照会ください。

ディスクレームー

本書に記載されている情報は、情報提供のみを目的として作成されたものです。お客さまにおかれましては、ご提案をさせていただいているお取引その他に関する決定、契約、確約その他行為に関する最終的なご判断をなさる際に決して本書に依拠されることのないように、また、本書をご使用なさらぬようお願いいたします。お客さま、その役員、従業員、代理人及び関係会社は、本書及び本書に関連して口頭で提供された情報を守秘するものとし、コンチネンタル国際行政書士事務所（以下「当事務所」といいます）の事前の書面による同意がある場合を除き、その全体であると一部であるとを問わず、第三者に対してこれを伝達もしくは開示すること、これを複製もしくは配布することやこれを公表することはできません。本書の受領者が本書の対象とする受取人でない場合には、すべての写しを直ちに削除及び破棄するようお願いいたします。

本書に記載されている情報は一定の仮定に基づき、一般に公表された情報ならびに受領者及び第三者から当事務所に対して提供された情報に依拠して作成されています。当事務所及びその関係会社、当事務所またはその関係会社それぞれの役員、従業員及び代理人は、本書に関連して口頭で提供された情報または作成されたデータの正確性または完全性について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切表明及び保証は行わず、当該情報に関連して一切責任、義務または負担は追いません。本書に記載されている見解または条件は予備的なものであり、本書の日付時点で有効である経済、市場及びその他の状況に基づくものであり、変更される可能性があります。当事務所は本書に記載されている情報を更新する義務または責任を負いません。過去の実績が必ずしも将来の実績を保証または示唆するものとは限りません。

Copyright 2018 Continental Immigration & Consulting All right reserved.

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-16-6 BIZMARKS 赤坂
コンチネンタル国際行政書士事務所